

館は二十三万円ぐらゐなるのでこのような率とした。興行はプロセスが多いが、年間十八万円ぐらゐは増収となると思う。

このような答弁があり、採決の結果、本案は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

簡単であります。当委員会決定どおり御賛同ありますようお願い申し上げます。本案についての審査報告とさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第八十二号福生市民体育

館条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(岩田 博君) この際日程第三から日程第六までの四案を一括上程いたします。

日程第三議案第八十二号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第四議案第八十三号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第五議案第八十四号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第六議案第八十五号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条

例

以上四案を一括して議題といたします。

本四案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報

告願います。

(厚生委員長川窪清一君登壇)

○厚生委員長(川窪清一君) 審査報告を申し上げます。

議案第八十二号福生市育成手当条例の一部を改正する条例、審査報告は省略いたします。

(議案審査報告書朗読) 省略

本案について補足説明を申し上げます。

本条例は本年六月、東京都の条例が改正されたことに伴って市条例を改正しようとするのであります。

内容については、育成手当において四十円を四千五百円にアップしようとし、対象者は三百三十六人、障害手当において六千円を六千五百円にアップしようとするもので、これは二十歳未満の精神障害者中度以上の方、身体障害者の愛の手帳二級以上の方、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方に支給するもので、実質人員は四十七名であり、全額都負担であります等の説明がありました後質疑に入りましたが、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

委員会決定どおり御可決くださいますようお願いして補足説明を終わります。次に議案第八十三号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案については、本条例も六月に東京都の条例が改正されたことに伴って市条例を改正しようとするものであります。

内容については、六十五歳以上の方で六か月以上寝たきりの方及び入院されている方等に支給するもので九千五百円を一万五百円にアップしようとするもので、実質人員は六十二人であります等の説明がありました後質疑に入りましたが、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第八十四号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案につきまして補足説明を申し上げます。

本案も六月に東京都の条例が改正されたことに伴い市条例を改正しようとするのであります。内容は、六千円を六千五百円にアップしようとするもので、対象人員は身体障害

者一級の方三十三人、二級の方六十七人、精薄の方十人であります等の説明がありました後質疑に入りましたが、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第八十五号福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案について補足説明を申し上げます。

本条例は市独自のものでありますが、東京都の条例が改正され、手当が引き上げられた関係上、この手当についても引き上げようとするものであります。

内容は、身体障害者三級の方について三千円を三千五百円にアップしようとするもので、対象人員は七十四人であります。同じく四級の方は二千円を二千五百円にしようとするもので、八十二人の該当者であります。又脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方については、同じく二千円を二千五百円に引き上げようとするものですが、これには現在のところ該当者はありません。なお、これは全額市の負担であります等の説明を受けました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会の決定とおり御可決くださいますようお願い申し上げまして補足説明を終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第八十二号から八十五号までの四案については、討論を省略し、委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本四案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号福生市児童育成

手当条例の一部を改正する条例、議案第ハ十三号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例、議案第ハ十四号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例、議案第ハ十五号福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例の四案は、それぞれ委員会審査報告により可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第七議案第ハ十六号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長川窪清一君登壇)

○厚生委員長(川窪清一君) 議案第ハ十六号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案について補足説明を申し上げます。

冒頭理事者より説明を受けた後に質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、均等割、平等割の額は都下の何位かに対して、均等割が三十二市町村の中の十二番目、平等割は二十五番目であるが、いずれも改正前のものである。最高限度額については、現行の十五万円の場合は三百九十五世帯、十七万円と三十三世帯で、今回の改正で約七百万円の増収になる等の答弁がありました。又今回の値上げは三年連続となり、家計に大きく響く均等割等の値上げをしないよう繰入金は多くすべきであり、本案には反対であるとの意見がありましたので起立によりお諮りいたしましたところ、賛成多数で原案により可決すべきものと決定した次第であります。

委員会決定とおり御可決くださいますようお願い申し上げます補足説明を終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十二条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。

(一番原 敏子君登壇)

○一番(原 敏子君) 議案第八十六号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

本条例改正は、市民に対して国民健康保険料の値上げを示すものであります。保険料は所得割、資産割、均等割、平等割からなっております。

今回の改正の主な点は、所得割、均等割、平等割の料率の改正であります。国民健康保険に加入している市民の所得は、前年度より一億八千万円と大きく減少しております。所得が減少しているにもかかわらず所得割が三、六%と値上げをされ、又均等割についても三十二市町村の中で十二番目という高いところに位置している中で、均等割、平等割も約二%の値上げ改正で、保険料が実質的には前年より一九、四%の値上げとなっております。この条例改正は、五十年、五十二年、五十二年と、三年連続の改正で、四十九年度に比べて約八%と大幅に保険料の値上げがされる改正であります。福生市は三十二市町村のうち、一般会計からの繰入金と低い額で、一人当

たり二千七百七十四円となっております。武蔵野市と比較いたしますと、一人当たり七千八百四十九円という大きな差も生まれております。このように繰入金を低額に押え、国保会計が赤字だからといって安易に保険料の値上げをし、市民生活を圧迫しようとするこの条例改正に反対するものであります。

以上、簡単であります。反対討論いたします。

○議長(岩田 博君) 次に賛成者十五番小林菊三君。

(十五番小林菊三君登壇)

○十五番(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、議案第八十六号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして賛成討論を申し上げます。

国民健康保険の加入者の多くは、高齢者を含む低所得者層であり、保険料の負担能力はきわめて低く、又低経済の昨今、所得の伸びもなく、国保財政は大変苦しくなっております。特に、昭和四十八年の老人医療無料化制度、次いで高額療養費制度の発足でますます輪をかけ、国保財政は未曾有の危機に直面いたしました。国保財政の健全な運営を図るため、国庫補助、都補助の増額、あるいは一般会計からの繰入金金の増額等、国保運営にあらゆる手段を取ってきた

のでありますが、老齡社会の急速な増高に焼け石に水の状態であります。

当市の国保も被保険者の五、四％が老人で、五十一年度平均被保険者対比は九百三名にも達している状況において、やむを得ず三年連続の保険料率の改正がなされたのでありますが、これも老人医療のしわ寄せによるものであります。保険料は値上げしない方がよいとはなれども望むものであります。被保険者自身も財政運営の状況に応じた充分の負担はやむを得ないものであります。

本件改正案は、今後の老人医療制度の抜本的改革以外にない存じ、老人医療を国保より分離することを強く要望いたしまして賛成討論いたします。(拍手)

○議長(岩田 博君) 以上で討論は終わります。

これより議案第八十六号について起立により採決いたします。

本案については委員会報告のとおり決すること、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田 博君) 起立多数であります。よって議案第八十六号については、委員会報告とおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第八議案第八十七号福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波 忠君 登壇)

○建設委員長(高波 忠君) 御指名がございましたので、議案第八十七号福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例の審査の内容を報告申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案審査に先立ちまして、担当課長から本条例を設ける理由や、現条例との関係、又昭和二十八年に小口事業資金を設けてから現在までの運用の状況等、詳細な説明がなされました。委員から、この不況時代に当って、基金二百万円ほどの程度の運用ができるものか。又債務補てんについて、不良債務者が区画の整理にかかって移転の補償金が入るとした場合に、その補償金から不良債務分を差し引いて補償することはできないか。又五十一年度に百万円の未納分が出て、半年以上も経過しているという内容について、農協が貸付金を取

り立てずに十年を経過しているものがあるというが、例えば、貸付返還の最高期間は、設備資金では五年であるが、なぜその時点で手を打たなかったのか等の質疑がありました。

それに対して理事者より、基金二百万円は融資資金で、必ず返還されること
が前提であり、とりあえず二百万円の基金で回転する。確かに少額の基金であ
るので、不足する場合は増額をする考えでいきたい。又移転補償金からの不良
債務の差し引きは法律上できない。五十一年度の未納分は十二月からのもので、金
融機関でも本人や保証人等に接触して詰めており、市としては最近催告書
を送送している。近く金融機関等と協議し、市側としてもこれに参画していく
考えである。農協の貸し付けの件は、貸付額二十万円で、昭和三十八年に貸し付
け、三十九年、四十年と農協から本人に督促をしている。四十八年ごろになって本人との
折衝が詰まり、そこで確約書を取っているが、そのまま現在に至っている。なお、この
二十万円については、市としては即補てんする考えはなく、わずかずつでも取り立てて
いくつもりである等の答弁があり、さらに委員から、二十数年も融資事業を
行ってきた百五十万円の二げつきというのはうまくいっているのではないかと思う。又

この元金の補てん制度を設けるのは当然必要なことであると思つという意見もあ
り、本案については全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した次第で
あります。

何とぞ、当委員会の決定どおり御確定くださいますようお願い申し上げまして
補足説明といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号については、討論を省略し、委員
会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告のとおり可決されたい旨の

動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 十二時十五分まで休憩いたします。
午前十一時九分 休憩

午前十一時十六分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九議案第八十八号昭和五十二年福生市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。まず総務委員長森田治男君。

(総務委員長森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名によりまして、ただいま議題になりました議案第八十八号の当委員会所管分につきまして、その審議経過と結果を簡単に報告させていただきます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

当委員会に付託されました部分は、歳入全般と歳出における総務費のうち、一般管理費、文書管理費、財政管理費、企画調整費、税務総務費、賦課徴収費、教育費及び予備費であります。それぞれ担当課長より説明を受けた後質疑に入りました。

まず歳入関係について主なものを申し上げます。市税の今後の見込みと総経費の見通しはどうかとの質疑に対し、市税の全般で約七千万円、地方交付税の一般分として約一億五百万円、基地交付金で三千万円、合計二億五百万円程度財源としてあると思う。これに対し、今後必要となるのは職員のスアップ分として九千万円、そのほか区画整理の進行状況から繰出金や補償費関係等を

合わせて約二億円と考えられ、ほとんど見ているとの答弁があり、さらに前年度からの繰越金かなり多く補正されたが、原因は何かとの質疑に対し、五十二年度決算額は、歳入において予算に対し二百十四万九千円の増、歳出では予算に対し二億五千二百九十二万円程度の残となり、執行率九七％となっているが、執行残となったものは、土木費関係で六千四百万円、教育費関係で五千六百八十一万円、予備費で三千四百万円、これらが大きなものである。予算執行上の考え方から歳入は控え目に抑えて組むので、一％程度予算より多くなり、歳出は九八％の執行率として二％が残り、全体としては三％くらいが繰り越しとなるのか通常であり、五十二年度予算八十六億からすれば二億五千万円くらいの繰越金が出るのが一般的だと思うとの答弁がなされ、又国庫補助金のうち、一中のサッシ工事分が大幅に減った理由は何かとの質疑に対し、当初の計画としてサッシ工事と合わせて内装もやってもらう予定で防衛施設庁に対してお願いしていたが、全国的に古い学校の防音工事をしなければならぬこともあって、五十二年度では内装関係は持ち越されたために、今回は減額せざるを得なくなったという答弁があり、又地方債に関連し、公定歩合が下れば金利は安くなるのか。臨時市町村道整備事業

債はどのくらいになるのかとの質疑に対し、金利の引き下げがあれば政府融資も安くなるが、まだその連絡は来ていない。臨時市町村道整備事業債は繰越債であるので、前年度は八％でしたが、今年度は七％台で借りられると思う。羽村、瑞穂町環境整備事業債は、国の資金と同じ率であり、六、七％くらいになると思う。

以上のような歳入に対する質疑があり、引き続きまして歳出関係の質疑に入りました。

企画調整費における渉外関係の賄い及び自動車借上料を補正した理由は何かとの質疑に対し、渉外関係の賄いについては、当初において一般的な賄分も前年度実績で編成すべきであったが、渉外や企画関係について今回補正したわけである。自動車借上料は、国の補助事業による検査や監査が多く、又市民会館の完成によって視察も多くなったため、庁用車では間に合わない場合もあるのを補正をしたわけであるとの答弁があり、次に、教育費関係では、一中の学校開放によって南側にある雨水の穴も危険があると思うがどうかとの質疑に対し、この雨水をどこへ持っていか危険防止対策等を含め、現在担当側と協議をして

いる段階であるとの答弁であり、一小と一中のサッシ工事の減額に差が出た理由、又三小の温度保持工事についてそれぞれ質疑があり、一小より一中が安くすんだのは、内窓の取りかえ分が少なく済んだためである。三小の温度保持の機械は二台あるが、一台は調子も悪く機能も低下したため、防衛施設庁に対してダクト等自己負担分も含めて要望しているが、今回、改修工事分として二十万円を計上した。このほか小学校費中、学校管理費の施設修繕料は、一小のトイレの修繕と一小、二小、三小の黒板の修繕料であり、又要保護、準要保護の児童が当初百十八人であつたのが百四十五人となつたので、扶助料を補正した等の説明があり、続いて本補正予算のうち、当委員会所管分について採決いたしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上、簡単でございますが、当委員会所管分についての審査報告とさせていただきます。

○議長（岩田博君） 次に建設委員長高波 忠君。

（建設委員長高波 忠君登壇）

○建設委員長（高波 忠君） 御指名がありましたので、議案第八十八号昭和五十二年度

福生市一般会計補正予算（第二号）の審査の内容を御報告申し上げます。

（議案審査報告書朗読省略） 別添参照

本委員会に付託されたのは、一般会計補正予算中建設委員会所管分であります。

審査に当たっては経済課、建設課、下水道課、都市計画課の順にそれぞれ担当課長の説明を受けつつ進めなれてあります。その中の都市計画課関係で東京都における日影条例の関係については図面を掲示し、詳細な説明を受けました。

それでは各課における質疑の内容を取りまとめ報告申し上げます。

道路清掃委託料五十万円には側溝分を含んでいるのか。自由橋のけた下の改装工事について、九月十三日、立川市議会において、防音工事に対して防衛施設局が市に業者の推せんをしているということの問題になったが、その答弁中、福生、八王子、東大和の名前が出ているが、当市の実態はどうか。又全くそのような事実がなければ、立川市に嚴重に抗議すべきと思うがどうか。又西地区汚水管排水路関係の工事は、何年間で行う計画か。東京都の日影条例に関連して、これが設定後に建てる建物はあるか等の質疑がありました。